

ソーシャルメディアサービス運用手順書

平成 29 年 2 月 28 日

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

—改訂履歴—

版	改訂年月日	改訂内容／改訂理由
第1版	平成29年2月28日	「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園情報セキュリティポリシー」に基づき、新規策定。

（目的）

第1条 本書は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の役職員及びのぞみの園の指揮命令に服している者（以下「役職員等」という。）が、ソーシャルメディアサービスを運用する場合に、必要な事項を定めることにより、ソーシャルメディアサービスを適切に運用することを目的とする。

（定義）

第2条 本書に規定するソーシャルメディアサービスとは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、動画共有サイト等のインターネットを利用して利用者が情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりするものをいう。

（基本方針）

第3条 役職員等が運用するソーシャルメディアサービスは、のぞみの園の業務、取組、行事の更新情報等を発信することにより、利用者等にのぞみの園の理解を深めていただくとともに、利用者等の利便性を高めることを目的とする。

なお、役職員等が運用するソーシャルメディアサービスは、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等を行わず、意見・問い合わせについては、のぞみの園公式ホームページにおいて受け付けるものとする。

（運用方法）

第4条 役職員等が運用するソーシャルメディアサービスは、以下のとおり運用することとする。

- （1）役職員等がソーシャルメディアサービスを利用して情報発信を行う場合は、のぞみの園の役職員等であることの自覚と責任を持たなければならない。
- （2）「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園情報セキュリティポリシー（平成28年11月29日）」及び情報セキュリティ関係規程並びに関係法令等を遵守しなければならない。
- （3）基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権及び商標権等に関して十分留意しなければならない。
- （4）発信する情報は信頼性を確保し、正確な情報発信をしなければならない。
- （5）パスワード等の主体認証情報を適切に管理しなければならない。

（禁止事項）

第5条 役職員等が運用するソーシャルメディアサービスにおいて発信を禁止する情報は、以下のとおりとする。

- （1）要機密情報を含む情報
- （2）他者を侮辱する表現を含む情報
- （3）第三者に不利益をもたらす内容を含む情報
- （4）人種、思想、信条等の差別にあたる又は差別を助長させる情報
- （5）違法行為又は違法行為を煽るような情報
- （6）単なる噂又は噂を助長させる情報

(7) その他公序良俗に反する情報

(免責事項)

第6条 のぞみの園は、役職員等が運用するソーシャルメディアサービスの情報を用いて利用者等が行う一切の行為について何ら責任を負わないものとする。

第7条 のぞみの園は、役職員等が運用するソーシャルメディアサービスに対する返信等について何ら責任を負わないものとする。

第8条 のぞみの園は、役職員等が運用するソーシャルメディアサービスに関連して、利用者等間でトラブル又は紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとする。

(のぞみの園としての運用)

第9条 のぞみの園として公式アカウントを取得し、情報発信を行う場合は、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園ホームページ管理運用基準（平成21年基準第102号）」の規定を遵守して運用するものとする。

(部局等としての運用)

第10条 「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園組織規程（平成15年規程第4号）」に規定する各部局等名をもってアカウントを運用する場合は、本書第3条から第5条の規定を遵守するほか、以下によるものとする。

- (1) 新たにアカウントを取得する場合は、別紙「ソーシャルメディア利用許可申請書」により、課室情報セキュリティ責任者の決裁を受けるものとする。
- (2) 情報発信又は更新を行う場合は、原則として、課室情報セキュリティ責任者の承認を受けるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- (3) 課室情報セキュリティ責任者は、ソーシャルメディアサービス利用許可申請書を保管するとともに、情報発信又は更新の内容を部局情報セキュリティ責任者を經由して統括情報セキュリティ責任者へ定期的に報告するものとする。